

令和7年度第2回愛知県動物愛護推進協議会議事録

1 日 時

令和7年12月11日（金） 午前10時から午前11時まで

2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 802会議室

3 出席者

委 員：吉永委員（会長）、庄村委員（副会長）、植木委員、尾関委員、下司氏（小野委員代理）、小嶋委員、島崎委員、鈴木委員、筒井委員、中野委員

事務局：生活衛生課 森課長、垣添担当課長、黒坂課長補佐、大平主査、中村技師
動物愛護センター 中村業務課長

（株）地域計画建築研究所（アルパック） 原田氏、間瀬氏、石橋氏

4 概 要

（1）あいさつ

【生活衛生課 森課長】

本日は、お忙しい中、令和7年度第2回愛知県動物愛護推進協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に御理解・御協力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、第1回会議では、今年度本県で進めている譲渡推進施設基本構想調査について、施設のハード面に関する貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただきましたご意見を参考に、引き続き調査を進めているところです。

本日の会議では、第1回会議に続いて、施設のソフト面について、「民間協働」をテーマにご意見をいただきたいと思います。

皆様方におかれましては、その豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点から、活発な御意見をいただければ幸いです。

本県といたしましては、引き続き、動物愛護施策の推進に努めてまいりますので、今後とも一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

（2）議題

ア 動物愛護センターにおける民間協働について

動物愛護をより一層推進する上での民間協働の必要性について、事務局から説明。

【事務局】

現在動物愛護センターでは、協力団体として登録しているボランティア団体や、離乳前の犬猫の飼養管理を行うミルクボランティアから協力を得ながら、各事業を進めている。さらに昨年度からは、怪我や病気の犬猫の治療について、公益社団法人愛知県獣医師会から協力を得ておらず、民間協働は不可欠である。

続いて、民間委託が可能な業務とそうでない業務について、庄村委員が講義を実施。

【庄村委員】

民間による対応が法により規定されている行為は民間委託が可能。それ以外の行為については、権力的行為か、裁量行為か、などを検討の上で判断しなければならない。一方的な命令や強制執行などの権力的行為は民間委託できない。また、裁量行為は法的に民間委託が可能であっても、必ずしも民間委託に適するとは限らない。

続いて、動物愛護センターにおいて、どのような民間協働が考えられるか、各委員から意見を聴取。

【吉永委員】

石川県では獣医師会が委託を受けて野犬の捕獲を行っている。野犬の捕獲は権力的行為ではないか。

【庄村委員】

野犬の捕獲の権限をどのように位置付けるかによる。

【小嶋委員】

野良猫の捕獲はどうか。

【事務局】

野良猫の捕獲は行政にも権限がないため、石川県でも獣医師会は委託を受けていない。

【植木委員】

愛知県では行政が野犬の捕獲を行っていると思うが、檻を設置する際に許可は必要か。また、檻の管理は誰が行っているか。

【事務局】

檻を設置する際は土地の管理者の同意が必要。檻の管理は基本的に行政が行っている。

【植木委員】

愛知県でも獣医師会が委託を受けて野犬の捕獲を行うことになった場合、檻の設置の許可取りや檻の管理も獣医師会が行うことになるか。

【吉永委員】

まだ決まっていない。今後協議していく。

【尾関委員】

行政がやっていたことを民間が担う場合と、民間がやっていたことを行政が行うこととなる場合がある、と庄村委員から説明があったが、動物愛護行政の場合は、行政と民間が扱う動物の範囲が違ってくると思うので、そのあたりを一通り整理した上で、委託なのか、協働なのかを検討していかないと、委託した後に、想定よりも業務範囲が広範囲になるということがでてくるのではないか、と思った。

また、委託先としては、組織としてある程度成長した民間団体が適すると思うので、そのような団体を増やす必要がある。

【庄村委員】

基本的に行政は組織法により規定されている業務しか行うことができない。しかし、法の捉え方によっては業務の範囲が非常に広くなる。行政が担う業務の範囲を整理した上で、そこから外れた業務を民間に委託するかどうかは、今後協議が必要。

また、委託先の候補を増やすために民間団体の成長を促すことは、行政の重要な役割である。委託先の選定にあたっては、公平性を保つことが重要。

【鈴木委員】

協働はかなり幅広い概念だと思う。委託も協働に含まれるので、委託なのか、事実上一緒に動いているだけなのか、という線引きをある程度行政としてするべきである。

民間に委託できる業務なのかどうかという判断に、権力的な行為かどうか、という議論はもちろん前提としてあるが、最終的にどこまで中立性を保った民間に委託できるのかが重要になるかと思う。「やりたい」からといって何でもできるわけではないのが行政なので、どこまで民間に任せいいのか、任せることによって、法的なリスクが行政側に発生しないのかという視点もかなり大事になってくると思う。

契約上は委託等の形をとるしかないかと思うが、その結果、一緒に動いていきましょうという話になるかと思う。委託できるものをどこまでなのか、どのように任せれば大丈夫なのかという整理と、「やりたいこと」の調整を譲らないといけない。

【小嶋委員】

自分が代表を務める団体（一般社団法人SORA小さな命を救う会）には、台湾で活動するボランティアスタッフもいるが、台湾でも野犬が問題になっていると聞いている。その一方で、殺処分を減らそうという動きもあり、地域犬という取り組みが行われている。狂犬病の問題もあるため、狂犬病のワクチンを接種した上で行われている。

【植木委員】

ボランティア団体を運営する上で一番の問題は資金の確保である。協働の場合は行政からの支払いは発生しないと思うが、委託の場合はどうか。

【庄村委員】

契約の内容により発生する場合も発生しない場合もある。

【植木委員】

まず私たちボランティア団体に求められるのは協働である。委託も協働に含まれるという話があったが、「委託ならば対価が発生する」という価値をつけてほしいと思う。

【事務局】

ボランティア団体からは資金の問題に関する御意見をたくさんいただいている。本日の御意見も含めて参考にさせていただき、どのような業務を委託できるか検討したい。

【植木委員】

新しい施設では、譲渡会の会場としてボランティア団体に場所を貸し出すなど、ボランティア団体と協働して譲渡会を開催できるようにしてほしい。

【小嶋委員】

様々な自治体の施設を見学したが、その中でも、住民の意見が直接伝わるような仕組みができている施設や、寄附がしやすい仕組みができている施設が良いと思った。

また、住民にドッグランを有料で貸し出し、その収益を行政の資金に回せると良い。

新潟市では、獣医師会に施設の一部を貸し出し、収容動物の治療を行ってもらっている。

イ その他**【事務局】**

本日は、譲渡推進施設基本構想調査について貴重な御意見をいただき、御礼申し上げる。いただいた御意見を参考に、引き続き調査を進め、来年3月には基本構想をとりまとめる。施設のソフト面の検討は、基本構想のとりまとめ後も継続して実施していくので、引き続きよろしくお願い申し上げる。